

個人住民税の特別徴収Q&A

Q1	個人住民税の「特別徴収」とはどのような制度ですか？
A1	個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を天引き（差し引き）し、納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、従業員がお住まいの市町村に納入していただく制度です。 ※ 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令（地方税法及び各市町村の条例）により義務付けられています。
Q2	今まで特別徴収しなくてもよかったのに、どうして特別徴収しなければならないようになったのですか？
A2	新たな法令改正などがあったわけではなく、今までも所得税の源泉徴収義務のある事業主については特別徴収をしていただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。 このため、平成29年度から福岡県と県内の全ての市町村が連携して、個人住民税の特別徴収の適正実施に取り組むこととしたところです。特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、ご理解とご協力をお願いします。
Q3	全ての従業員の個人住民税を特別徴収しなければいけないのですか？
A3	従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている場合は、パートやアルバイトなどの方であっても、個人住民税を特別徴収の方法によって徴収することになっています。 したがって、上記要件に該当する従業員は全て、特別徴収しなければなりません。 ただし、次のようなケースに該当する従業員で特別徴収することが著しく困難な場合は、1月末までに提出する給与支払報告の際に「普通徴収申請書」により申し出ることで、普通徴収（従業員の方が納付書で年4回に分けて納付する方法）とすることもできます。 (A) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者 (B) 給与の支払いがない月がある者 (C) 年間の給与の支払金額が、930,000円以下である者 (D) 他から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者） (E) 事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当） ※ 普通徴収申請書の提出がない場合、全ての従業員の方が特別徴収となります。

Q4	すべての事業主が個人住民税を特別徴収しなければいけないのですか？
A4	所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令（地方税法及び各市町村の条例）により義務付けられています。 特別徴収義務者に指定された事業主は、従業員に給与を支払う際に、個人住民税を特別徴収して市町村へ納入していただく必要があります。 ただし、次のようなケースに該当する場合は、1月末までに提出する給与支払報告の際に「普通徴収申請書」により申し出ることで、特別徴収を行わないこともできます。 ① 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者 ② 他市町村を含む給与受給者（従業員）総数が2人以下である者 ※ 給与受給者（従業員）総数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者とする。ただし、A3に示す(A)～(E)に該当する従業員（他市町村を含む）を除く人数とする。 ※ 普通徴収申請書の提出がない場合、全ての従業員の方が特別徴収となります。
Q5	以前から特別徴収しているのですが、何か変わるのですか？
A5	既に特別徴収義務者に指定されている事業主の方についても、これまで一部の従業員の方を普通徴収としていた場合、A3に示す(A)～(E)に該当する普通徴収が認められる要件に該当しない従業員について特別徴収していただく必要があります。 また、従業員がお住まいの一部の市町村において、まだ特別徴収義務者としての指定を受けていない事業主の方は、A3及び A4の要件により新たに当該市町村から特別徴収義務者として指定される場合があります。
Q6	何故、普通徴収申請書の提出や個人別明細書に略号の記入などをしなければならないのですか？
A6	法令の規定では、「給与の支払期間が1月を超える期間としている者」や「外国航路を航行する船舶の乗組員」に該当する従業員など、毎月の給料から特別徴収することができない方を除いて全て特別徴収することとなっています。 また、事業主の方では「常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者」以外は全て特別徴収義務者として指定されることとなっています。 今回の取組にあたっては、非正規雇用の増加などの現状を踏まえ、法令の規定で普通徴収とすることができる者に加えて、県内市町村で統一した基準により普通徴収を認める者を追加しています。 普通徴収として取り扱う従業員の方であるかを市町村で確認するためには、事業主の方から普通徴収申請書の提出や個人別明細書の摘要欄記入により申し出ていただくことが必要になります。 なお、これらの事務手続きを行っていただけない場合は、普通徴収として取り扱う従業員の方であるか確認ができないため、法令に基づき全ての従業員の方が特別徴収となります。当該事務手続きについて、ご理解とご協力をお願いします。

Q7	普通徴収申請書とは、どのような書類ですか？
A7	右図に示す様式です。 記載方法等の詳細については、「個人住民税特別徴収事務の手引き」をご覧ください。 ※ 福岡県・各市町村のホームページに掲載します。

普通徴収申請書（福岡県内市町村用） 指定番号 _____

市町村 長 宛 事業主名 _____

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理 由	人数
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者（名簿該当者）	人
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書 合計人数		人

【提出方法】

給付表

個人別明細書
（特別徴収）

普通徴収申請書

個人別明細書
（普通徴収）

※一筆としてご提出ください。

◆重要
 ○ 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記入してください。
 ○ 上記条件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
 ○ この申請書の提出がない場合、特別徴収となります。（※記載要領もご確認ください。）
 ○ この申請書が提出された場合でも、条件に該当しないと認められるときは特別徴収義務者として指定することがあります。

Q8	普通徴収申請書の要件に該当する従業員がいる場合は、必ず普通徴収として申請しなければならないのですか？
A8	普通徴収申請書の要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。この場合、法令の規定に基づき特別徴収の取り扱いとなります。

Q9	従業員から普通徴収にしてほしいと言われています。 これまでは、「特別徴収」と「普通徴収」とで選択できる（選択制）と思っていたのですが？
A9	所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。特別徴収制度は以前から定められており、従業員個々の希望により「普通徴収」を選択することができる制度ではありません。

Q10	従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収はしたくないのですか？
A10	従業員が少ないことや、経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは認められていません。 個人住民税の特別徴収は、市町村から通知された特別徴収税額を毎月の給与から引き去り、翌月の10日までにそれぞれの市町村に納入していただくことになりますが、所得税の源泉徴収のように、税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。 地方税法等に基づき、個人住民税の特別徴収を適正に実施するため、ご理解とご協力をお願いします。 なお、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、各市町村に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。 ○ 6月分から11月分 ⇒ 12月10日までに納入 ○ 12月分から 5月分 ⇒ 6月10日までに納入

Q11	納期の特例を利用すれば、毎月の給与から住民税を引き去らなくてもよいのですか？
A11	納期の特例は、特別徴収した住民税を半年分まとめて納めることができる制度ですので、毎月の給与からの引き去りは通常どおり行っていただく必要があります。給与から引き去りをした住民税を預かっていただき、年 2 回に分け納入してください。

Q12	特別徴収のメリットはなんですか？
A12	毎月の給与から天引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関や市役所・町村役場等の納入場所へ納税に行く手間が省ける上、納め忘れが無くなるので、滞納となって延滞金が発生する心配もなくなります。 また、普通徴収（個人納付）では年 4 回の支払いですが、特別徴収では 12 か月に分割して毎月の給与から差し引かれますので、1 回あたりの負担が緩和されます。

Q13	給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等をした場合の手続きはどうなりますか？
A13	退職、休職又は転職など、従業員に異動があったときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。 異動届出書については、異動が生じた翌月の 10 日までに各市町村へ提出をお願いします。

Q14	年の途中で退職等した場合の徴収方法はどうなりますか？
A14	毎月の給与から個人住民税を特別徴収されていた従業員（納税義務者）が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降の残りの税額は、従業員（納税義務者）が普通徴収により納付することになります。 ただし、次のような場合は、普通徴収ではなく特別徴収となります。 ＜特別徴収となる場合＞ ① 退職後、新たに就職し、一定期間内に従業員（納税義務者）が新しい勤務先からの特別徴収を希望した場合 ② 元の勤務先から翌年 5 月 31 日までに支払われる予定の給与・退職金等が残りの税額を超えており、以下の A または B に該当する場合 - A 6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職等をした場合で、従業員（納税義務者）が残りの税額をまとめて、元の勤務先の特別徴収にしてほしいと希望した場合 - B 翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職等をした場合（この場合は、従業員（納税義務者）の希望の有無は問いません。） それぞれの具体的な手続きについては、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村までお問合せください。

Q15	毎月の税額が変わることはないですか？
A15	個人住民税は前年の所得に対して計算していますので、税額が変わることは基本的にありません。ただし、従業員の方が申告期限後に確定申告を提出したり、扶養親族等の状況が後から判明した場合などから、個人住民税を再計算した結果、税額が変わることがあります。このような場合は、引き去りが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りいたします。 また、税額が大幅に減り還付が生じる場合は、変更通知書をお送りするとともに、納めていただいた税額の返金方法などについて後日、市町村の住民税担当課から連絡させていただきます。
Q16	間違った税額で納めたり、納めるのを忘れた場合はどうなりますか？
A16	納入した税額に過不足があった場合は、差額について確認の連絡をいたします。納期限を過ぎて納入された場合は、納入した税額と納期限から経過した日数によっては延滞金がかかってしまうことがあります。 市町村の収納を担当する課等から督促状等をお送りして連絡いたしますが、納入忘れのないよう納期限までに納めてください。
Q17	特別徴収を拒否したらどうなるのですか？
A17	地方税法第 321 条の 5 の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。 したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり、地方税法第 331 条に基づく滞納処分を行うこととなります。 また、地方税法第 324 条第 3 項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は 10 年以下の拘禁刑若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。